

## 謹んでお見舞い申し上げます

このたびの「新潟県中越地震」により、不幸にして  
お亡くなりになられた方々のご冥福と被災された  
皆様の一日も早い復興を会員の皆様とともに、  
心よりお祈り申し上げます。

石川県中小企業団体中央会

会長 五嶋耕太郎

# 石川県中央会 会報 No.5

## 目 次

### トピックス

- ◆中小企業等協同組合法施行 55 周年並びに中小企業団体の組織に関する法律施行  
45 周年記念式典 開催される ..... 2
- ◆平成 17 年度経済産業政策の重点施策及び中小企業対策の重点項目について  
(経済産業省・中小企業庁) ..... 4
- ◆秋の叙勲・褒章受章の方々(会員関係) ..... 9
- ◆石川県産業革新戦略会議の概要について ..... 10
- ◆「独占禁止法改正案」国会に提出される ..... 11

### 中央会事業だより

- ◆第 19 回組合交流ゴルフ大会 開催される ..... 12
- ◆青年中央会会員交流ゴルフ大会 開催される ..... 13
- ◆青年中央会「ネクストフーズいしかわ 2004」へ出展! ..... 14
- ◆女性研修会 開催される ..... 15

### 中央会からのお知らせ

- ◆こうなります! 預金保険制度 ..... 16
- ◆市町村合併に伴う『組合の地区』及び『組合事務所所在地』に係る定款変更 Q&A ..... 18
- ◆個別専門相談室開催のご案内 ..... 20
- ◆年末・年始の業務について ..... 20
- ◆65 歳継続雇用達成事業のご案内 ..... 21
- ◆県内の情報連絡員報告(9 月) ..... 24

# 中小企業等協同組合法施行 55 周年並びに中小企業団体の組織に関する法律施行 45 周年記念式典開催される ～全国中小企業団体中央会主催～

中小企業組合の基本法ともいえる中小企業等協同組合法が制定されたのは、まだ、戦後間もない昭和 24 年（6 月公布、7 月施行）。今年は法律制定 55 周年記念という記念すべき年にあたります。

そして、昭和 32 年 11 月には、中小企業団体の組織に関する法律が公布され、翌年 4 月に施行されました。

以後、両法律に基づき、事業協同組合、企業組合、商工組合、協業組合など多岐にわたる組合が設立され、中小企業の発展を支えてきました。

この 2 つの法律のそれぞれ施行 55 周年、45 周年を祝う式典が、全国中小企業団体中央会の主催により去る 10 月 21 日（木）午後 1 時、東京都港区の東京全日空ホテルにおいて、開催され、来賓として、小此木八郎経済産業副大臣、七条明金融担当副大臣、倉田雅年財務大臣政務官、森岡正宏厚生労働大臣政務官、岩永峯一農林水産副大臣、中野正志国土交通大臣政務官、望月晴文中小企業庁長官、江崎格商工中金理事長、水口弘一中小企業金融公庫総裁、薄井信明国民生活金融公庫総裁、大道正夫独立行政法人中小企業基盤整備機構理事、ほかの方々のご臨席されました。

同式典においては、協同組合等の発展と中小企業の組織化の推進を図ることを目的に、組合運営が特に優良と認められ他の模範とするに足る「優良組合」並びに協同組合等の発展に寄与した功績が顕著な「組合関係功労者」に対する表彰がなされました。

今回の受賞組合・功労者数は、『経済産業大臣賞』：50 組合・47 名、『金融担当大臣賞』：3 名、『財務大臣賞』：1 組合・1 名、『厚生労働大臣賞』：1 組合・1 名、『農林水産大臣賞』：13 組合・10 名、『国土交通大臣賞』：11 組合・12 名、『中小企業庁長官賞』：136 組合・159 名でした。また、組合専従優良職員を表彰する『全国中小企業団体中央会会長表彰』については 506 名が受賞されました（当日出席者：850 名、随行者含む）。



本会からは次の方々がその榮譽に輝かれました。心よりお慶び申し上げます。

#### ◆農林水産大臣表彰

(協同組合法 55 周年関係) 優良組合 ……………石川県パン協同組合

#### ◆金融担当大臣表彰

(協同組合法 55 周年関係) 組合関係功労者 …大橋 昌寛 (金沢中央信用組合理事長)

#### ◆経済産業大臣表彰

(団体法 45 周年関係) 優良組合 ……………石川県撚糸工業組合

#### ◆中小企業庁長官表彰

(協同組合法 55 周年関係)

優良組合 ……………山中温泉旅館協同組合

組合関係功労者 ……………越村 克男 (石川県プレス工業協同組合常任理事)

直江 茂行 (石川県醤油協同組合連合会理事長)

若林 武 (石川県貨物運送協同組合連合会会長)

(団体法 45 周年関係)

組合関係功労者 ……………上馬 定司 (石川県電器商業組合副理事長)

#### ◆全国中小企業団体中央会会長表彰

(協同組合法 55 周年関係)

組合専従優良職員 ……………隅 堅正 (輪島漆器商工業協同組合)

安田 博子 (小松織物工業協同組合)

東 昕子 (金沢木材協同組合)

斉田孝佐久 (金沢魚商業協同組合)

宮谷 守夫 (石川県織物工業協同組合)

山本富士子 (石川県プレス工業協同組合)

新 邦子 (松任市建設業協同組合)

(団体法 45 周年関係)

組合専従優良職員 ……………福村 勤 (石川県自動車整備商工組合)

橋本 道子 (石川県自動車整備商工組合)

北 憲次 (石川県生コンクリート工業組合)

(略敬称)

# 平成17年度経済産業政策の重点施策及び 中小企業対策の重点項目について（経済産業省・中小企業庁）

## 経済産業政策の重点施策

### 1. 新産業創造戦略を核としたイノベーションの創出

#### (1) 人材の育成・活用

- 企業による人材育成投資の促進
- 製造現場中核人材等の高度専門人材の育成
- 若年失業者対策の推進

#### (2) 科学技術創造立国の実現に向けた効果的な研究開発の推進

- 市場ニーズ・社会ニーズを見据えた研究開発プロジェクトの戦略的重点化と相互の連携強化
- 大学からの技術移転や産学官連携の促進

#### (3) 知的財産の的確な保護と活用

- 営業秘密漏洩、意図せざる技術流出への対応
- 模倣品・海賊版対策の強化
- 迅速・的確な特許審査の実現
- コンテンツ産業の振興

#### (4) コーポレートシステムの改革等

- 企業組織法制の整備
- 公正な市場ルールの整備
- 国際会計基準やCSR（企業の社会的責任）への取組

#### (5) ITの利活用の促進と新たなサービスの創出

- IT利活用の促進や電子タグの活用
- 健康サービス、ビジネス支援サービス等の振興

### 2. 中小企業の活性化と地域経済の再生

#### (1) 創業・新事業展開に対する支援

- 経営革新法、中小創造法、新事業創出促進法の整理統合をはじめとする創業・新事業施策の骨太化

#### (2) 資金供給の円滑化と再生支援

- 無担保・無保証融資の拡大
- 中小企業再生の推進

#### (3) 地域の特性を活かした活性化への支援

- 地域ブランドの確立
- 中心市街地の活性化
- 産業クラスター計画の更なる推進

### 3. アジア経済圏の構築等戦略的な通商政策の展開

#### (1) 東アジアにおけるビジネス圏の構築

- 経済連携協定（EPA）交渉の推進
- 東アジアにおける民活型インフラ整備や知的財産等の制度構築への支援
- 国際安全保障貿易管理体制の強化

#### (2) WTOドーハラウンドの推進とWTOルールの戦略的活用

- 市場アクセスの改善とルールの強化
- ADルールや相殺関税制度等の的確な活用

### 4. エネルギー環境政策の推進

#### (1) 地球温暖化対策の着実な推進

- エネルギー消費効率の向上等省エネルギー対策の強化
- バイオマスや太陽光等新エネルギー導入の推進
- 京都メカニズム等の活用
- 革新的技術開発の推進、次期国際枠組みの検討

#### (2) 安全確保を前提とした原子力の推進等

- 原子力に関する安全の確保
- 原子力発電の推進等安定的な電力供給システムの構築

#### (3) 石油・天然ガス等の安定供給等に向けた施策の総合的推進

- 石油・天然ガス等の戦略的自主開発・供給源多様化や備蓄確保、環境調和的・効率的利用等

#### (4) 水素社会の実現

- 燃料電池等の開発・普及促進

#### (5) アジア大でのエネルギー環境政策の推進

- 石油備蓄制度の強化、原油等市場の機能強化、省エネ・環境対策等に向けた取組強化

#### (6) 循環型経済社会の構築

- 3R（Reduce、Reuse、Recycle）政策の推進

#### (7) 愛・地球博

- 我が国の先進的なエネルギー・環境技術等の世界に向けた積極的提案

### ・絶えざる価値創造と世界への発信

技術やビジネスモデルの革新を通じて、日本発の価値を創造・発信する。

### ・創造的事業活動を支える社会システムの構築

エネルギー環境問題への対応やコーポレートシステム改革等によって高信頼性社会を構築する。

### ・安定的なマクロ経済運営と活力を生む税制・社会保障制度の構築

## 中小企業対策の重点項目

中小企業庁は、平成 17 年度における中小企業への具体的な支援策として以下の 4 つの重点項目をまとめました。

### I 「市場に挑戦する中小企業への支援」を通じた経済活性化・地域再生

市場ニーズに対応し新たな付加価値を創出する中小企業を強力に後押しするため「中小企業経営革新等総合支援法（仮称）」を制定するとともに、経営相談技術開発から販路開拓・市場化まで一貫した支援体制を構築する。

特に、中小企業が技術・ノウハウの緊密な「すりあわせ」を通じて、柔軟に「強み」を相互補完しながら高付加価値の製品・サービスを創出する新たな連携（新連携）を推進する。

## 1. 「中小企業経営革新等総合支援法（仮称）」の制定

創業・経営革新等に対する支援策をより利用しやすい制度とするべく、経営革新法、中小創造法、新事業創出促進法の三法を整理統合し「中小企業、経営革新等総合支援法案（仮称）」を制定する。

特に新連携に対する支援については、創業・経営革新施策体系とは別に新たな施策体系を新法に盛り込む。具体的には、地域における経営や中小企業金融の専門家が集まる「新連携支援地域戦略会議（仮称）」を設置し、当該会議が中核となってハンズオンでビジネスプラン策定から事業化まで、地域の総力を結集して一貫した支援を行う体制を整備し地域再生の実現を図る。

### (1) 「新連携」支援

新連携については、技術やマーケティングの専門家、政府系・民間金融機関等からなる「新連携支援地域戦略会議（仮称）」をブロック毎に設置し、新連携計画の申請前から、関係する専門家が新連携プロジェクトを磨き上げ、かつ、プロジェクト・新連携計画認定にコミットすることで、地域の総力を結集しうる支援体制を構築する。また、新連携の計画認定後も専門家（プロジェクトマネージャー）が事業化までフォローアップする体制を組み、予算面でも技術開発、販路開拓等の新連携対策予算を重点的に投入する。

### (2) 創業・経営革新支援

創業・経営革新を図る事業者に対し、技術開発から販路開拓まで一貫支援を行う。特に、販路開拓については、中小企業基盤整備機構に専門人材を配置して、商社や企業への紹介等を行う。

また、商工会・商工会議所等の優れた支援人材シニアアドバイザーが創業経営革新を志す者に対し、ビジネスプラン策定やマーケティングリサーチ等の支援を行うことにより、創業、経営革新の芽の開花・結実を支援する。

## 2. 戦略産業分野等における事業化・市場化支援

「新産業創造戦略」において戦略産業分野とされている、情報家電分野等強い競争力を持つ「先端的新産業群」や、シニア向けサービスや環境・資源、制約対応等のニーズ対応新産業群等の創出・拡大を担う中小企業に対し優れた技術を事業化につなげるための総合的支援を行う。

また、全国・世界市場に販路拡大を図る中小企業に対し、ブランドの確立に向けた総合的支援、国内外の展示会・交流会への出展機会の提供等を行う。さらに、海外に展開する中小企業の模倣品対策を支援する。

### (1) 中小・ベンチャー企業の「スタートアップ」支援

上記の戦略産業分野について、実用化開発、知的財産取得、販路開拓等に対する資金面での助成を重点的に実施。具体的には、ビジネスプランの具体化・実用化に向けたコンサルティング等を一体的に実施することにより、事業性・新規性の高い技術シーズ、ビジネスアイデアを持つ中小・ベンチャー企業等の事業化を技術面と経営面から強力に支援する。

### (2) JAPAN ブランド育成支援事業

地域の特性を生かした製品の魅力を更に高め、全国さらには海外のマーケットにおいても通用する高い評価（ブランド力）を確立すべく、商工会・商工会議所等が地域の企業等をコーディネートしつつ行う、マーケットリサーチ、新商品・デザインの開発・評価、展示会参加、海外販路開拓等の取組に対して総合的支援を行う。（海外市場展開等に係るサポートについてはJETROと緊密に連携）

### (3) 総合展・ベンチャーフェア等による販路拡大等支援

交流会展示会等の開催により経営革新新事業の創出に取り組む中小企業・ベンチャー企業群の創出や「中小企業経営革新等総合支援法（仮称）」承認企業間等のネットワークの構築を図るとともに、経営革新、新事業の創出に取り組む中小企業・ベンチャー企業の販路拡大、資金調達等を支援する。

### (4) 海外における販路拡大・模倣品対策支援等

中小企業による海外市場への販路開拓を促進するため、公募型輸出支援事業に加えて、新たに、各地でやる気と潜在能力を有する企業及び商品をJETROが積極的に発掘し海外での販路拡大を支援する。

また、海外展開を図る我が国中小企業の知的財産権保護を図るため、JETROの有する海外ネットワークを通じて、企業の個別要望に基づいた知的財産権侵害状況調査を実施する。

## Ⅱ 中小企業の人材育成・活用支援

創業や中小企業の新事業展開を成功させるためには、経営・マーケティング戦略等を構築できる優れた人材が不可欠。こうした企業の中核を担う人材の育成・活用を支援するとともに、中小企業支援人材の質の向上を図る。

### (1) 中小企業の中核を担う人材の育成

創業・第二創業希望者の経験・潜在能力の掘り起こしを行い、企業経営の能力開発を支援する研修事業を拡充する。また、建設業の新分野進出支援等のため創業セミナーを開催する。さらに、校外研修の実施による受講者層の拡大、財務会計等の実践的研修の充実を図る等、中小企業大学校の改革を推進する。

### (2) 中小企業を支援する人材の充実

中小・ベンチャー企業の事業展開や経営革新に不足しがちな、経営戦略等を助言する人材（企業等のOB）の掘り起こし等を行い、新事業展開を図ろうとする中小企業とのマッチングを支援する。また、中小企業基盤機構、商工会・商工会議所等の支援人材について、外部専門家の活用やシニアアドバイザーの選抜等を通じて、その質の向上を図り、創業・新事業展開支援の充実を図る。

### (3) 若年者対策

若年者を対象に、カウンセリングから、研修等までの一貫した雇用関連サービスを提供するワンストップサービスセンターを整備することにより、若年者の就職を支援し、地域産業の活性化・高度化を図る。また、小・中・高校生を対象とした「体験参加型」起業家教育プログラムの学校現場への普及・定着を図るとともに、総合的な起業支援サービスや実践型インターンシップ事業などを展開し、企業・独立を目指す挑戦者を育成・輩出する。

また、若者や中小企業の従業員等が就職に役立つ知識・スキルを手軽に学べる「草の根eラーニング・システム」の整備を図るとともに、小中高校でのものづくり体験実習等のキャリア教育を推進する。

### Ⅲ 中小企業の再生支援と中小企業金融の円滑化

地域・業種によっては景気回復に遅れが見られる中、将来可能性のある中小企業が破綻に追い込まれる事態を回避するため、中小企業の再生支援、中小企業金融セーフティネット対策を充実するとともに、無担保融資の促進など中小企業金融の多様化・円滑化を図る。

## 1. 再生支援

### 中小企業再生支援協議会事業

今後も増加が見込まれる中小企業の再生へのニーズに適切に対応するため、再生計画の策定支援業務を強化するとともに、再生計画実施のフォローアップの拡充を行うことにより、中小企業再生支援協議会の強化を図る。

## 2. 中小企業金融の多様化・円滑化

### (1) 担保や個人保証に過度に依存しない融資の推進

政府系金融機関の無担保・無保証融資、民間金融機関等の貸付債権の証券化支援等を推進する。

### (2) セーフティネット保証・貸付の充実

中小企業を取り巻く経済環境にはなお厳しい面も見られることから引き続き経済環境の変化等により困難をきたしている中小企業への円滑な資金供給を確保する。

### Ⅳ 商店街・中心市街地活性化対策の重点投入

消費者の選別や商業集積間の競争等、商店街・中心市街地を巡る経営環境が厳しさを増す中で、まちづくりと一体となった先進的取組みを行う地域に対して総合的な支援を行う等、中小商業活性化対策の重点投入を図る。

### (1) 先進的な取組みを行う中心市街地への重点的支援

地域ぐるみで中小商業等を中心とした先駆的、広域的な連携等の中心市街地活性化への取組みに対し、関係省庁と連携しつつ、重点的な支援を行う。

### (2) 中心市街地活性化対策の実効性確保に向けた診断・サポート

中小企業基盤整備機構の地方支部（全国9支部）を活用し、全国50箇所において専門的人材が地域の経済動向やまちづくりプラン、中心市街地の総合的マネジメント状況、核となる施設の整備・運営手法などを総合的に診断し、中心市街地活性化対策の実効性を高めるための助言を行う。加えて、これらのノウハウや成功事例等を広く普及し、市町村等の中心市街地活性化策の改善に役立てる。

## 秋の叙勲・褒章受章の方々（会員関係）

平成16年秋の叙勲・褒章受章者が決定され、本会会員関係では次の方々がその榮譽に輝かれています。心よりお慶び申し上げます。

### 黄 綬 褒 章

業務精励（繊維機械製造業）

**亀田 亮彌**（65歳）

現 石川県第三機器協同組合 理事長  
現 石川県中小企業団体中央会 理事  
石川郡野々市町本町

業務精励（建築設計監理業）

**髭右近 外嘉**（67歳）

元 石川県建築設計協同組合 監事  
金沢市笠舞

業務精励（食肉販売業）

**井並 二六三郎**（64歳）

現 石川県食肉商工業協同組合 理事長  
金沢市桜田町

業務精励（自動車販売業）

**要明 英二**（66歳）

現 石川県自動車整備商工組合 副理事長  
金沢市有松

### 藍 綬 褒 章

産業振興功績

**中村 健一**（57歳）

現 協同組合アイケイケイ 理事長  
現 石川県中小企業団体中央会 理事  
金沢市高尾南

薬事功績

**能村 明文**（62歳）

現 石川県保険薬局協同組合 副理事長  
金沢市西町

### 瑞 宝 単 光 章

伝統工芸業務功労

**笠瀬 富雄**（80歳）

現 協同組合加賀友禅染色団地 顧問  
金沢市横山町

職業訓練功労

**寺田 博**（70歳）

現 石川県建築工事協同組合 理事長  
金沢市桂町

伝統工芸業務功労

**澤田 富雄**（70歳）

元 九谷上絵協同組合 理事長  
能美郡寺井町

### 旭 日 小 綬 章

産業振興功労

**加納 實**（83歳）

元 小松鉄工機器協同組合 理事長  
元 小松商工会議所 会頭  
現 石川県中小企業団体中央会 理事  
小松市白江町

生活衛生功労

**劔荘 好治郎**（74歳）

元 石川県理容生活衛生同業組合 理事長  
金沢市城南

### 旭 日 双 光 章

中小企業振興功労

**片岡 岐及**（70歳）

現 北陸鉄工協同組合 理事長  
現 石川県中小企業団体中央会 副会長  
金沢市泉が丘

スポーツ振興功労

**山本 勝美**（75歳）

元 石川県ボート協会 会長  
現 石川県味噌工業協同組合 理事長  
金沢市大野町

（略敬称）

# 石川県産業革新戦略会議の概要について

## — 産業革新戦略が策定されます —

石川県では平成7年8月、「石川県産業高度化10ヵ年戦略」を策定。

その後、8年が経過し、その間の国際化の進展や不良債権処理の急激な進行、IT化の進展等、めまぐるしく変化した社会経済情勢に対応すべく、産業の発展に向けた新たな指針の策定が必要となってきました。

そこで県内外の産学の有識者46名による「石川県産業革新戦略会議」を設置し、委員へのアンケート・ヒアリング結果等の内容を踏まえ、同会議での討議を重ねながら、現下の諸課題に対応する重点戦略を織り込んだ「石川県産業革新戦略」を策定するため、現在、産業革新戦略中間報告がなされています。

第1回 平成15年11月27日 石川県庁会議室

- (1) 本県経済・産業の現況
- (2) 本県経済・産業の現状分析（政策評価を含む）
- (3) 戦略策定にあたっての論点

第2回 平成16年3月23日 石川県庁会議室

- (1) 委員アンケート・ヒアリング結果（暫定版）
- (2) 産業革新戦略素案について

第3回 平成16年10月8日 石川県庁会議室

- (1) 「石川県産業革新戦略」中間報告について

### 石川県産業革新戦略策定スケジュール（案）

項目	H15 11月	12月	H16 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H17 1月	2月	3月
戦略会議	○ 第1回会議 現状分析 課題整理				○ 第2回会議 素案整理						○ 第3回会議 中間取りまとめ					○ 第4回会議 最終報告	
幅広い 意見聴取 等		○ アンケート調査			○ パブリック コメント					○ タウンミーティング や県外・海外関係先 との意見交換			○ 意見聴取等継続				

\*最終報告がまとまりましたらご報告します。

# 「独占禁止法改正案」 国会に提出される

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出されました。

## 独占禁止法改正法案の主要なポイント

### ● 課徴金制度の見直し

- ・ 課徴金算定率の引上げ

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 製造業等＝大企業 6%、中小企業 3%</li> <li>② 小売業＝大企業 2%、中小企業 1%</li> <li>③ 卸売業＝1%</li> </ul>	➔	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 製造業等＝大企業 10%、中小企業 4%</li> <li>② 小売業＝大企業 3%、中小企業 1.2%</li> <li>③ 卸売業＝大企業 2%、中小企業 1%</li> </ul>
---	---	--

- ・ 違反行為を早期にやめた場合、上記の算定率を 2 割軽減した率
- ・ 繰り返し違反行為を行った場合、上記の算定率を 5 割加算した率
- ・ 適用対象範囲の見直し（価格カルテル等→価格・数量・シェア・取引先を制限するカルテル・私的独占、購入カルテル）
- ・ 罰金相当額の半分を、課徴金額から控除する調整措置を規定

### ● 課徴金減免制度の導入

- ・ 法定要件（違反事業者が自ら違反事実を申告等）に該当すれば、課徴金を減免

立入検査前の1番目の申請者	= 課徴金を免除	}	対象事業者数 合計3社
立入検査前の2番目の申請者	= 課徴金を50%減額		
立入検査前の3番目の申請者	= 課徴金を30%減額		
立入検査後の申請者	= 課徴金を30%減額		

### ● 犯則調査権限の導入等

- ・ 刑事告発のために、犯則調査権限の導入
- ・ 中小企業等に不当な不利益を与える不公正な取引方法等の違反行為に対する確定排除措置命令違反罪に係る法人重科の導入、調査妨害等に対する罰則の引上げ・両罰規定（法人に対する刑罰）

### ● 審判手続等の見直し

- ・ 意見申述等の事前手続を設けた上で排除措置命令を行い、不服があれば審判を開始（勧告制度を廃止）
- ・ 審判官審判に関する規定の整備
- ・ 規則を定めるに当たっては、手続の適正の確保が図られるよう留意する旨の規定を創設

※附則において、施行後二年以内の見直し規定を設ける。

## 第19回組合交流ゴルフ大会開催される

10月7日（木）、羽咋郡押水町の能登カントリークラブにおいて、恒例の組合交流ゴルフ大会が開催されました。当日は、さわやかな好天に恵まれ、45名の多数のご参加を頂き、各々ゴルフの腕前を競いつつ終始なごやかな雰囲気の中で組合間の交流が行われました。

大会の主な成績は次のとおりです。

### 大会結果

優勝	齋藤 信吾	(石川県インテリア事業協同組合)
準優勝	敷中 克好	(石川県インテリア事業協同組合)
第3位	吉沢 順二	(三井生命保険株式会社甲信越エリア本部長)
ベストグロス賞	若林 武	(金沢貨物運送協同組合)
ドラコン賞		
日本海コース6番	中村 唯夫	(石川県電気工事工業組合)
	北國 理恵	(金沢バンケット協同組合)
はまなすコース5番	吉沢 順二	(三井生命保険株式会社甲信越エリア本部長)
	若林 武	(金沢貨物運送協同組合)
ニアピン賞		
日本海コース4番	五嶋 耕太郎	(輪島漆器商工業協同組合)
	切石 権之介	(協同組合石川中央鉄工センター)
はまなすコース8番	吉沢 順二	(三井生命保険株式会社甲信越エリア本部長)
	坂井 昭衛	(坂井経営会計事務所)
大会記念賞	穂田 竹男	(協同組合石川中央鉄工センター)

(略敬称)



敷中氏 齋藤氏 五嶋会長 穂田氏 吉沢氏



懇親パーティの様子

# 青年中央会会員交流ゴルフ大会開催される

平成16年10月27日（水）、金沢カントリー倶楽部において、石川県タイヤ商工協同組合青年部の協賛を得て、会員交流ゴルフ大会が開催されました。

当日は、15人が参加し、爽やかで気持ちのよい秋晴れのもと、プレーを存分に楽しみました。

また、プレー終了後、和気藹々とした雰囲気の中で表彰式並びに懇親会が行われ、会員相互の交流を深めました。



諸江氏 寺田氏 北村氏 松本氏

- 優勝 寺田 義孝 (アスク青年部)
- 第2位 諸江 憲造 (石川県板金工業組合青年部)
- 第3位 北村 美智夫 (青年中央会副会長石川県タイヤ商工協同組合)
- 松本 雅之 (青年中央会会長)

ベストグロス賞 寺田 義孝 (OUT 41 IN 40 TOTAL 81)

ドラコン賞 中コース6番 寺田 義孝 西コース5番 寺田 義孝

ニアピン賞 中コース2番 北村 美智夫 中コース5番 該当者なし  
西コース2番 竹内 大希 西コース7番 西盛 敬太

(略敬称)

その他青年中央会会員交流ゴルフ大会に参加された方は次のとおりです。

竹内 大希	石川菓業青年会
岡本 哲弥	石川県タイヤ商工協同組合
谷口 義則	石川菓業青年会
松田 茂樹	石川県板金工業組合青年部
西盛 敬太	石川県板金工業組合青年部
松田 秀樹	石川菓業青年会
松本 雅之	青年中央会会長：近江町市場商店街振興組合ビジョン委員会
永井 紀久	石川県板金工業組合青年部
車 豊	石川県自動車車体整備協同組合青年部会
阿部 広幸	青年中央会監事：石川県パン協同組合青年部会
三浦 則陽	青年中央会副会長：石川県電気工事工業組合青年部
野口 努	石川県電気工事工業組合青年部

(略敬称・順不同)

## ＝青年中央会＝ 「ネクストフーズいしかわ2004」へ出展！

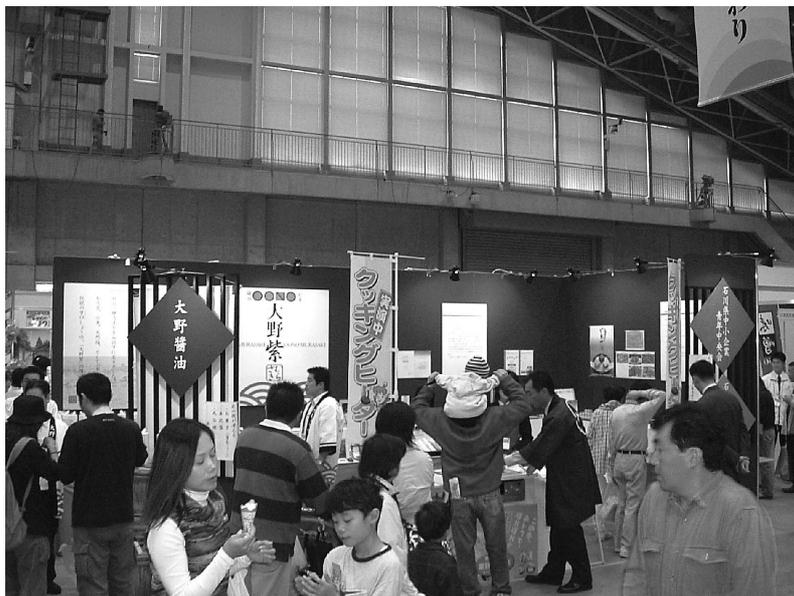
石川県中小企業青年中央会は、10月22～24日（金～日）にかけて石川県産業展示館4号館で開催された、日本海側最大級の国際食品見本市である「ネクストフーズいしかわ2004」（社団法人石川県食品協会等の構成団体による主催）に、中央会を始め関係先からの力強いご支援も頂きながら初めて出展参加致しました。

今回の出展目的は、この厳しく変化の激しい経済状況を考えたとき、青年中央会も積極的に自らを表現することが重要と考え、これまでの主な活動であります各種研修会の開催、情報交換・交流親睦事業、組合青年部事業に対する助成及び会員のビジネスチャンス獲得への支援、また、ユニバーサルデザイン、スローフードに関する研究会で得られた成果をはじめ、会員青年部及び傘下企業、そして青年中央会の存在を広く県民の皆様を知っていただくことにあります。

開催期間中は、大変多くの来場者があり（3日間で3万5千人）、青年中央会ブースにも一般のお客様、組合関係者の皆様等多数の見学者が訪れ賑わいました。

今回のネクストフーズへの出展を通して、伝統の技法を受け継ぎながらも、そこには若い感性が見事に融合されている商品等青年部の力、知恵を、訪れた方々に大いにアピールすることができたと感じております。同時にアンケート調査も実施、数多くの生の声を聞くことができました。

最後に、この度の出展に対し多大のご協力を頂きました関係各位に対しまして、紙面をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。



大いに賑わう青年中央会展示ブース

## 《出展参加にご協力をいただいた青年部等》

- 近江町市場商店街振興組合青年ビジョン委員会
- 大野醤油醸造協業組合むらさき会
- 石川菓業青年会
- 石川県陶磁器商工業協同組合青年部
- 小松産機協同組合青年部
- 石川県電気工事工業組合青年部
- 金沢箔青年会  
(高岡製箔株式会社・箔座、  
株式会社今井金箔、  
株式会社金銀箔工芸さくだ)
- 石川県中小企業団体中央会

他 大勢のみなさま  
(順不同)



展示ブース全景

## 女性研修会開催される

中央会及び中央会女性部会員組合並びに会員企業の女性職員を対象とした中央会女性研修会が10月5日(火)午後3時30分から、ホテル日航金沢において開催されました。

当日は、86名という大勢の参加を得、講師にフリージャーナリストの坪川常春氏を迎え、「日本は良くなるか悪くなるか」というテーマでご講演をいただきました。現状の日本社会や経済と歴史を重ねながら近未来を予測した講演は、参加者の興味を大いに引き、有意義な研修となりました。また、研修会終了後、交流懇談会が行われました。



研修会の様子



交流懇談会の様子

こうなります!

# 預金保険制度

平成17年4月以降は、当座預金等の利息のつかない預金は「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息の付く普通預金などは、預金者一人当たり、元本一千万円までとその利息が最低保障されます。具体的にどの預金が「決済用預金」に該当するか等の詳細は、金融機関の窓口等にお問い合わせ下さい。



## 預金保険の対象となる預金等とは?

預金保険の対象となるもの	預金保険の対象とならないもの
<p>◎預金(右欄の預金を除く)</p> <p><input type="checkbox"/>当座預金      <input type="checkbox"/>普通預金</p> <p><input type="checkbox"/>通知預金      <input type="checkbox"/>納税準備預金</p> <p><input type="checkbox"/>貯蓄預金      <input type="checkbox"/>定期預金</p> <p><input type="checkbox"/>別段預金</p> <p>◎定期積金      ◎掛金</p> <p>◎元本補てん契約のある金銭信託 (ビッグ等の貸付信託を含む)</p> <p>◎金融債(ワイド等の保護預り専用商品に限る)</p> <p>◎上記を用いた積立・財形貯蓄商品</p>	<p>○外貨預金</p> <p>○譲渡性預金</p> <p>○オフショア預金</p> <p>○日本銀行の預金 (国庫金を除く)</p> <p>○金融機関の預金 (確定拠出年金の積立金の運用部分を除く)</p> <p>○預金保険機構の預金</p> <p>○無記名預金</p> <p>○他人名義預金</p> <p>○導入預金</p> <p>○元本補てん契約のない金銭信託(ヒット等)</p> <p>○金融債 (保護預り専用商品以外のもの)</p>



## 預金保険対象商品と保護の範囲は?

		平成17年3月末まで	平成17年4月から
預金保険の対象商品	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	決済用預金に該当する預金(当座預金や利息の付かない普通預金)は全額保護
	定期預金 定期積金 ビッグ ワイド等	合算して元本1千万円 <sup>(※1)</sup> までとその利息等 <sup>(※2)</sup> を保護【1千万円を超える部分は金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります)。】	決済用預金以外の預金(利息の付く普通預金、定期預金等)は、合算して元本1千万円 <sup>(※1)</sup> までとその利息等 <sup>(※2)</sup> を保護【1千万円を超える部分は金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります)。】
対象外商品	外貨預金 譲渡性預金 ヒット等	保護対象外 【金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります)。】	

(※1) 金融機関が平成15年4月以降に合併等を行ったり、営業(事業)のすべてを譲受けた場合は、その後1年間に限り、当該保護金額が1千万円の代わりに、「1千万円×合併等に関わる金融機関の数」による金額になります(例えば、2行合併の場合は2千万円)。

(※2) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息等と同様保護されます。

**？ 預金保険の対象金融機関は？**

対象金融機関	非対象金融機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎銀行（日本国内に本店のあるもの）</li> <li>◎信用金庫</li> <li>◎信金中央金庫</li> <li>◎信用組合</li> <li>◎全国信用協同組合連合会</li> <li>◎労働金庫</li> <li>◎労働金庫連合会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○左記金融機関の海外支店</li> <li>○政府系金融機関（商工組合中央金庫等）</li> <li>○外国銀行の日本支店      ○郵便局</li> <li>□農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、農協、漁協、水産加工業協同組合</li> <li>■保険会社、証券会社</li> </ul>

□農林中央金庫、農協、漁協、水産加工協等の系統金融機関は、別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています  
 （詳しくは、農水産業協同組合貯金保険機構  
 TEL 03(3285)1272  
 ホームページ <http://www.sic.or.jp> までお問い合わせ下さい。）。  
 ■保険会社、証券会社についても、それぞれ「保険契約者保護機構」と「投資者保護基金」という、預金保険制度とは別の保護制度に加入しています。

預金保険制度についての資料は、金融庁や預金保険機構のホームページにも掲載しています。

**金融庁ホームページ**  
<http://www.fsa.go.jp/>  
**預金保険機構ホームページ**  
<http://www.dic.go.jp/>

**金 融 庁**

総務企画局信用課信用機構室／  
 〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1  
 03-3506-6000

**預金保険機構**

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1  
 新有楽町ビルディング内  
 03-3212-6029

# 市町村合併に伴う『組合の地区』及び『組合事務所所在地』に係る定款変更 Q & A

## Q1

A市（C町D町）とB市（E町F町）が合併しました。新しい市の、名称はA市又はC市です。旧B市を地区としていた組合は、

1. 組合事務所所在地の「定款変更」及び「変更登記」の必要性はあるのでしょうか？
2. 地区の「定款変更」及び「変更登記」の必要性はあるのでしょうか？

### A1-1 (1) 組合事務所所在地の「定款変更」の必要性

市町村合併時に直ちに組合事務所所在地の定款変更をする必要はないものの、旧市町村のままとなっていますので、他の事由に基づく定款変更の必要性が生じたときに併せて組合事務所所在地を変更することが望ましいといえます。

### A1-1 (2) 組合事務所所在地の「変更登記」の必要性

市町村の合併等により、行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があったときは、同時に組合の登記簿に記載されたこれらの行政区画、郡等について変更の登記がなされたものとみなされますので（中小企業等協同組合法第103条、中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第5項、第54条、商業登記法第26条、商業登記規則第42条）、変更の登記は必要はありません。

### A1-2 (1) 地区の「定款変更」の必要性

これまで地区外であった市町村の組合員有資格者を組合員として加入させるべきか否かについて検討し、その必要性の有無によって定款変更の要否について判断すればよく、必ずしもすべての組合において直ちに新市町村の区域に地区を拡大する定款変更を必要とするものではありません。

地区の定款記載例（地区を拡大しないで新市町村名に変更した場合）

例1： A市（C町D町）とB市（E町F町）が合併しA市となった場合

旧A市の場合：「A市C町D町の区域とする。」

旧B市の場合：「A市E町F町の区域とする。」

例2： A市（C町D町）とB市（E町F町）が合併しC市となった場合

旧A市の場合：「C市C町D町の区域とする。」

旧B市の場合：「C市E町F町の区域とする。」

（注）「A市（旧B市を除く）」等、旧市町村名の使用は好ましくない。

すなわち、これまで地区外であった市町村の組合員有資格者を組合員として加入させる必要性がなければ、地区拡大の定款変更は必要ありませんが、新市町村に拡大せずに、旧市町村に対応する新たな市町村内の限定した地区（前記「地区の定款記載例（地区を拡大しないで新市町村名に変更した場合）」参照）に変更する必要があります。

また、合併後に新たに加わった市町村の組合員有資格者が存在する場合であって、当該市町村の組合員有資格者が組合への加入を望む場合には、新たに加わった市町村を含む合併後の市町村を地区とする地区拡大の定款変更が必要となります。

## A1-2 (2) 地区の「変更登記」の必要性

市町村合併による組合の定款記載の地区については、自動的に変更の登記が行われないため、組合の地区を拡大する場合及び地区が拡大しなくても新市町村名に対応させる場合には変更登記が必要です。

## Q2

市町村合併により、同一市町村内に組合員資格を同じくする組合が複数存在することとなった場合、当該複数の組合は合併しなければならないのでしょうか？

また、各組合がそれぞれ存在し続ける場合には、組合の地区をどのように定めればよいのでしょうか？

## A2

いかなる場合であれ、組合同士の合併は、当該組合がそれぞれ自主的に決定すべきものですので、直ちに合併しなければならないものではありません。

各組合がそれぞれ存在し続ける場合であって、合併前の市町村に存在する組合の組合員を受け入れ難いような場合には、定款記載の地区を新市町村に拡大せずに、旧市町村に対応する新たな市町村内の限定した地区（前記「地区の定款記載例（地区を拡大しないで新市町村名に変更した場合）」参照）に変更すればよいこととなります。

## 個別専門相談室開催のご案内

本会では、中小企業が正確な経営情報を獲得し、適切な経営判断を支援するため、組合、中小企業任意グループ及び公益法人等を対象とし、専門家を招聘し、高度な指導ニーズに対応する事業等の相談に応ずることを目的とした個別専門相談室を設けておりますのでお気軽にご相談ください。

なお、予約制のため相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。又、予約多数の場合、相談時間の短縮をお願いする場合がありますので予めご了承下さい。

\*連絡先 (TEL) 076 - 267 - 7711

### 日 程

開催日	時 間	内 容	専 門 相 談 員
12月16日 (木)	①10:00~12:00	①税務・経営相談	①税理士 坂井 昭衛
	②13:00~15:00	②法 律 相 談	②弁護士 久保 雅史
	③15:00~17:00	③65歳継続雇用に関する相談	③社会保険労務士 中谷 宗紘 中小企業診断士 荒木 泰之

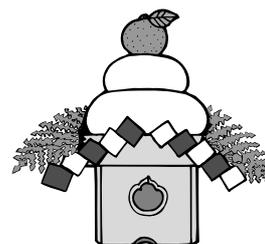
場 所 金沢市鞍月2丁目1番地  
石川県地場産業振興センター本館3階 石川県中小企業団体中央会 会議室

## 中央会 年末・年始の業務について

当会の、年末・年始の業務日程は下記のとおりとなりますので、あらかじめお知らせいたします。

### 記

日 程	
12月28日 (火)	仕事納め
29日 (水)	年末年始休暇
30日 (木)	
31日 (金)	
1月1日 (土)	
2日 (日)	
3日 (月)	仕事初め
4日 (火)	



## 65歳継続雇用達成事業のご案内

石川労働局の委託事業である「65歳継続雇用達成事業」については、現在、実態調査を終え集計分析を基に実態調査報告書及び65歳継続雇用達成方針を作成したところです。今後は「65歳継続雇用への理解の促進」、「促進・支援の整備」、「導入推進の環境づくり」など達成方針に基づき導入促進に向け普及啓蒙活動を行う予定です。

また、実態調査によると（調査対象企業300社・回収率51.3%）、本県（主に金沢市及びその近辺）における継続雇用の実態は、92.2%の企業が定年制を実施している状況でした。しかしながら、その内、93%の企業が60歳定年制で、65歳までの定年制を実施している企業は5%でした。また、継続雇用の実施率では定年制ありとした企業の内、76.8%の企業が実施しており、「希望者全員」となると30.3%、「就業規則・労使協定等で客観的・合理的な要件に該当する者」では8.3%、「事業主が認めた者」となると61.3%となっています。

また、継続雇用制度導入の阻害要因をみると、「労働力の低下」をあげる企業が多く、次いで「賃金が高い」、「高齢者に適する仕事がない」といったことが阻害要因としてあげられています。また、高齢者に期待する役割や能力として「専門的な知識や技能」をあげる企業が多く、次いで「若手社員に対する模範や教育」、「誠実な勤務態度」をあげています。

詳細な実態調査結果については、次回の会報でご報告する予定です。

### 「高年齢者雇用安定法」の改正の内容についての（Q & A）

#### Q 改正法成立に至る経緯について？

(A) 年金の支給開始年齢の引き上げを背景に、高年齢者雇用安定法（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）を改正し、現在努力義務である65歳までの継続雇用制度導入を義務化することが厚生労働省の審議会で議論されてまいりました。これは、年金の支給年齢の引き上げによって生じた60歳（定年）から65歳（年金支給開始年齢）までの空白期間を企業の雇用で埋めることを主眼としたものといえます。

経済界では、企業あつての雇用であり、厳しい経済情勢の中で雇用を維持しながらぎりぎりの経営努力を続けている中小企業に義務づけをすべきではないとの意見を表明してまいりましたが、こうした活動は制度の導入に当たって特例措置が設けられるなど、改正に大きく影響を与えました。

こうして、平成16年2月10日安定法の改正案が第159通常国会に提出され、6月5日に年金改革法と共に可決、成立致しました。

## Q 65歳までの雇用延長の義務化とは？

(A) 改正前の法律では、「定年を定める場合は60歳を下回ることはできない」と定め、65歳までの継続雇用については、努力義務を課しているだけです。

これに対し改正法では、65歳未満の定年の定めをしている事業主に対し、高年齢者雇用確保措置として、「定年の延長」「継続雇用制度の導入」「定年の廃止」のいずれかの措置を講ずるよう義務づけています。

## Q 義務化はいつから？

(A) 法律が施行される平成18年4月1日から直ちにではなく、特例として「特別支給の老齢厚生年金」の定額部分の支給開始年齢の引き上げに合わせ段階的な引き上げを認めています。

### 〈特例その1〉

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1, 平成18年4月1日～平成19年3月31日 | 62歳 |
| 2, 平成19年4月1日～平成22年3月31日 | 63歳 |
| 3, 平成22年4月1日～平成25年3月31日 | 64歳 |
| 4, 平成25年4月1日～           | 65歳 |

### 〈特例その2〉

また、高年齢者雇用確保措置のうち、「継続雇用制度の導入」については、過半数労働組合又は労働者の過半数代表者との労使協定により、対象となる高年齢者に関する基準を定めた場合は、この措置を講じたものとみなすとされており。

### 〈特例その3〉

さらに、労使協定が不調に終わった場合には、平成18年4月1日の施行日から、政令で定める日までの間（大企業は3年間・中小企業は5年間）は、労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とします。

## Q 「継続雇用」ってどんな制度？

(A) 継続雇用には、「勤務延長制度」と「再雇用制度」の2つに分かれます。「勤務延長制度」は定年年齢に達した方を引き続き雇用するのに対し、「再雇用制度」は定年に達した方を一旦退職させた後、再び雇用するものです。

中央会々員組合の組合員で「継続雇用制度」の導入を検討されております組合員の方が居られましたら本会までご連絡下さい。

セミナーや個別支援、制度導入資料の資料など事業に関するご案内をさせていただきます。

# 65歳までの 継続雇用の導入

よっしゃ!見てくれワシらのちから!!

本格的な高齢社会を迎え、厚生年金の支給開始年齢の引き上げが行われるなどの状況の中、年金開始年齢である65歳までの生活安定の確保が必要となります。当中央会は、石川労働局の委託を受け、関係行政機関との連携をもとに企業における65歳まで継続雇用する制度の導入、改善を図るため、「65歳継続雇用達成事業」の普及・啓発運動を平成16年度から18年度の3年間にわたって行います。



## こんな取り組みをします。

- ① 65歳継続雇用達成会議を当会に設置し、16年度中に65歳継続雇用達成方針を策定します。
- ② 65歳継続雇用に関する実態調査、導入事業所等のヒアリング調査を行い、調査分析し、阻害要因の洗い出しや現状の把握を行います。
- ③ 啓発活動(セミナーの開催、関連印刷物の発刊)により、各種情報(調査結果、助成金等)を提供します。
- ④ 高齢者の雇用確保に関する事業主の自主的な取組を促進するための業務を行っている厚生労働省の外郭団体(社)石川県雇用対策協会との連携により、協会の高齢者雇用アドバイザーの方によって、相談・援助窓口として企業を個別フォローしていただきます。

## 石川県中小企業団体中央会

〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目1番地  
TEL.076-267-7711(代表) FAX.076-267-7720

## 県内の情報連絡員報告

■ 9月

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	食料品	調味材料製造業	醤油出荷量は、前月比、前年同月比ともに2桁の減少だった。消費の低迷が依然として強く、改善の兆しが見られない。
		パン・菓子製造業	先月は猛暑が続き、菓子として非常に有り難くないようだったが、又9月も残暑が長引き、需要が伸び悩む状況が続いていた。しかし地域での秋祭り、敬老会などで一部需要が高まってきた企業もある。
	繊維・同製品	織物業	絹分野では信用不安による売れ行き悪い状況が続く中、日本文化の見直し、きものへの感心が高まりを見せ、需要拡大が期待されるが、多品種、少ロットの発注に終始し、また平成17年1月1日より絹織物の輸入が自由化され、これまで停滞気味であった中国和装生産が、再活発化の動きも見られるなど不安材料が多く、厳しい採算性で推移している。合繊分野では、デザイン性のあるインテリア、極細分織物など差別化衣料で好調なものも点在し、提案企画品の注文があり、生産量増回復傾向はいくらか見られるようになってきているものの、強い低コスト要請や開発費の増大などにより、採算性の改善には至っていない。高度成長を続ける中国への高付加価値差別化織物の輸出が期待される。しかし国内衣料需要は依然として低迷が続き、当産地の業況は厳しさが続く見通し。新商品開発に伴う設備の改良は見られるが、新設備投資計画は極僅かなものになっている。
		ニット生地製造業	前月比は、8月に盆休があったため、今月の生産数量はやや増えたが、前年に比べるとややダウン傾向で、依然一進一退ながら基調としては湿りがちに変わりはない。
		その他の織物業	少ロット生産の依頼が増加。切り替え等の作業が多くなり、経営者の作業ウェイトが高い。二極化が更に進行。 9月度は、前年同月比20%の大幅な売上落ち込みとなった。今年は、7月から売上落ち込みが始まり、8月は過去にない落ち込みとなり、9月も回復に至らず、厳しい局面を迎えている。10月に近づいても現時点では回復兆候がなく、組合員も過去経験したことがない状況を迎えている。今後どのような方向へと向かうのか予断を許さない状況である。厳しい状況が続きそうである。
	木材・木製品	製材業、木製品製造業	杉材の安値が続いており、先行き値上り傾向が見られない現況では、業界の活性はないと思われます。製材所のほとんどは、仕事量が減っているという声が聞かれます。
			9月度は、依然需要が多く好調に推移している。ただ、今まで程の勢いは無くなってきているように思う。何とか年内は平年並みに推移してくれることを期待している。周囲は今後減るであろう需要を考え、価格面及びサービス面で色々工夫を重ねているようで、当組合も考える必要が出て来ている。
	窯業・土石製品	砕石製造業	9月の組合取扱出荷量は、対前年同月比アスファルト合材向けは12.8%増となったものの、生コン向けは17.2%減となり、全体量でも13.6%減少となった。4～9月の上期を対前年同期と比較すると、アスファルト合材向けは僅かに減少となったが、生コン向けは26.6%と大きく減少し、全体出荷量で24.5%と大幅な落ち込みであった。下期においても、なお厳しい状況が予想されるなか、組合員の協業化等により、コスト削減に努める。
			陶磁器・同関連製品製造業

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
製 造 業	窯業・土石製品	生コンクリート製造業	県内の生コンクリートの出荷状況は、9月末現在、前年同月比約86%で、4月から9月間の累計（上半期）でも82%と、前年同期に比べ低調に推移している。民需は、多少増加傾向を示しているものの、官公需の減が大きく影響して全体では減少傾向が続いている。
		粘土かわら製造業	台風が過ぎての修理に忙しくて通常の屋根工事が出来ないために、出荷枚数が減少する。（一時的と思われる）
	鉄鋼・金属	一般機械器具製造業	短期的に在庫調整があったが、T社等の発注で低調気味であった。一部低調な部分があるが、すぐ回復すると思われる。
		非鉄金属・合金圧延業	前月同様特に変化は認められない。なお、主要取引先である仏壇仏具業界の業績不振（中国からの輸入増加）が続いている。
		鉄素形材製造業	景況（生産量）は、個々の企業により格差はあるものの（生産方式による）、比較的安定している。鑄造資材の値上りも落ち着きを見せているものの、先行きは不安定である。県外からの受注引き合いも活発化しているものの、発注量、機械加工付等発注条件がシビアで、なかなかまとまらない状況である。今後の対応を考えていかなければならない時期かもしれない。
		鉄素形材製造業	景況は、緩やかに回復基調のまま推移しているように思われる。
		機械器具の生産	仕入材料の高騰、品不足、原油価格の上昇で、先行き不透明
	一般機器	機械、機械器具の製造又は加工修理	主力の建設機械、繊維機械、工作機械のいずれも好況を示しており、工作機械部門では、一部の業種でバブル期以上の好況を呈しているところもある。ここにきて中国での繊維機械の受注減も見受けられるが、概ね鉄工機電関係は好調と言える。但し、勝ち組負け組がはっきりしており、真ん中が無い状況である。工作機械は9月のシカゴショウ（米国）、11月の国際工作機械見本市（東京ビックサイト）での成果が期待される。繊維機械は、先般中国北京で開催されており、今後の動向が期待される。
		プレス、工作機械	鍛圧、工作機械関連は、自動車メーカーの国内及び海外向けの設備投資が堅調で、大口の受注も期待できる。これにより平成17年度は高いレベルの仕事量になる見通しである。このため、生産能力が不足、鋼材入手困難の課題に対し、今から対応策を考慮しておく必要がある。
		機械金属、機械器具の製造	忙しい所もありますが、まあまあではないでしょうか。雇用も増加してきています。 繊維機械の低迷が目立つ。自動車やIT向け設備機械は依然として好調。建機の強さは相変わらず。短納期への対応が厳しく、時間外操業が常態化しつつある。設備機械の導入を検討しても、納期が長く当面の仕事量をこなすのには間に合わない。
	その他の製造業	漆器製造業	近代漆器の市場は今も夏枯れが続いていて、秋物の新規需要が少なく正月用の需要が始まる11月までこの状態が続くであろうと思われる。量販店も同じく販売の減少が続いており、市場の回復が見込まれない。石油関連の材料費の値上げによる影響が出始め、秋口から値上げに踏み切る業者が出てくるのが予想される。伝統漆器も依然として回復の兆しがなく、夏期の落ち込みが続き、原材料の値上げがあって採算性の低下が続いている。外国の廉価な木製品も売れ行きが頭打ちで、量販店の販売の減少が続いている。ただ、中国の国内事情（木材市場）の変化により廉価な輸入品も抑制される傾向に有り、先行きに不安を感じている。年末あたりから影響が出そうである。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非 製 造 業	卸売業	繊維品卸売業	需要期が近づきつつあるも、今年は天候異変もあり、もう一步ではあるが。9月後半から少し動きも見られるようになってきている。化合織織物のインテリアは好調と聞く。
		農畜産物・水産物卸売業	相変わらず売上減少が続いている。いつ下げ止まりがくるか心配される。今後の推移を注視していく。
		一般機械器具卸売業	9月は、例年かなりの落ち込みがある月ですが今年の9月は、新築住宅が好調です。特に住宅会社が好調です。従って住宅照明、配線器具、換気扇、エアコン等が数字を押し上げています。ビル、工場、商業施設、官公庁物件等の所謂箱物は、相変わらず不況で、全体の数字を押し上げる状況になっていません。まず建築業が早く立ち直ってくれないと、附随する電材業はなかなか良くなりません。
	小売業	燃料小売業	原油の高騰は沈静化したものの高値に張り付いたままとなっている。9月入りとともに4円という大幅な仕切り価格のアップとなり、店頭では即時小売価格への転嫁が実行された。掛売客へは即時満額転嫁は困難。全国的に見ると低価格のレベルで推移している状況にもかかわらず、セルフSSを中心とした一部安値店で早くも価格は軟化している。
		機械器具小売業	地域店の4月～8月累計が102%であった。猛暑とオリンピック需要も終わり、9月度の需要は、デジタル家電の中ではDVDプレーヤが好調だが、液晶・PDPテレビは売れ行きが鈍化。白物家電（冷蔵庫・洗濯機等）は大幅にダウンで、一般的に市況は不調で伸び悩み、85%～90%見込み。秋から年末商戦への早期の取り組みと需要の掘り起こしが急務。
		男子服小売業 婦人・子供服小売業	例年の秋らしさが肌に感じられず、9月度が経過した。従って、初秋衣料の動きは不振であったが、前年比として96.5%（台風による客数減も要因）で何とか健闘した。
		鮮魚小売業	本年に入って5名の組合員が廃業又は休業に追い込まれた。休業者もいずれ遠からず廃業せざるを得ないと思う。零細小売業者数、例えば店舗の改装等により売上げ増を目指したが、なかなか原資（資金）の調達が難しく、ギリ貧状態になり易い。大きいものに喰われる弱者の現実がいたるところで見られる。この業界の構造的なものかもしれない。大型量販店が矢継ぎ早に開店する。彼等の経営論理も諸説紛々で、なかなか理解に苦しむ。何とかしなければ、何とかならないか、という気持ちは何時も持っているのだが。
		百貨店・総合スーパー	9月分の売上実績153,595千円。予算比88.3%。前年比99.2%で前年割れであったが、先月までの前年割れに比べ幾分良くなった。9月上旬に行ったオータムコレクションが良かったのではないかとと思われる。また今月より毎週水曜日「お客様感謝デー」と銘打って当日1,000円以上のレシートで、先着300名に地元農産物をプレゼントという集客イベントを行っています。今後も継続して行うため、今後の集客UPに期待できるのではないかとと思われる。部門別前年比は、ファッション108.2%、服飾89.4%、生活雑貨99.8%、食品103.2%、飲食103.7%、サービス88.2%で個店別では15店舗前年比をクリアした。
		米穀類小売業	昨年は不作で、政府（古米）が放出され、その数量は約100万トンである。食味の劣る政府古米の大量流出で、消費者が米を敬遠し、米離れに拍車をかけているようである。今年は全国的な好天に恵まれ豊作基調だったが、8月以降の相次ぐ台風襲来で、日本海側を中心に収量減が目立っている。9月に入り新米が出回っているが、放出された古米が需給を乱し米価を下げている。米改革を着実に進めるためにも、米価の下落は避けなければならない。
		他に分類されない その他の小売業	大変厳しい。観光客は少なく、売上不振。

	分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
非 製 造 業	商店街	近江町市場	売上げは伸び悩み。お客様の人数が減少。
		尾張町	これまでかすめる程度だった台風が、ほとんど直撃して来たために、大きく経済活動は停滞したような感がいなめません。縮こまって、なるべく速く、なるべく少ない被害を…と思ったのは皆同じだったはず。お陰で、それほどの被害はありませんでした。とはいえ、町にお客さんが出歩かない、という状況は厳しいものでした。
	サービス業	旅館、ホテル	前年同月と比較しても宿泊業界は改善の兆しがない。このため、各館では価格を下げて誘客に努めている。平日の宿泊客が減少しており、各館では経費節減をし、人件費の削減も行っているところもあり、先行きが不安である。 一部好調さに見えるものの、全体ではマイナス又はゼロで推移している。シーズンのオフ期の月では、非常に厳しい資金繰りとなっている。
		自動車整備業	継続検査対象車両数は、前年同月比 2.3% 減、前月比では 47.6% 増。新規登録車両は、前年同月比 5.6% 減、前月比では 49.5% 増で推移している。
		洗濯業	昨年比 3% 増加。例年ならば 9 月は夏物が出るが、今年は猛暑・残暑でまだまだです。10 月に売上げが伸びることを願うのみ。じわりと原材料が値上りしてきた（灯油、ハンガー等）。
	建設業	一般土木建築工事業	建設工事の受注高は、前年同月比の 24.7% の減となった。内訳として、民間土木 74.2% の増、民間建築 36.4% の減となり、民間としては 21.7% の減となった。公共土木 30.3% の減、公共建築は 6.8% の増となり、公共としては 26.2% の減となった。ここ 2～3 ヶ月は、公共土木が前年より落ち込んでいる。
		鉄骨・鉄筋工事業	稼働率 80% 位。仕事量は増加傾向にある。受注単価も仕事量増加で若干上がっている。
		板金・金物工事業	災害で補修工事が増加している。
	運輸業	一般貨物自動車運送業	9 月の地元建機メーカーは好調で稼働していたようであるが、建設関連の荷動きも徐々に増えだしてきたようであるが、依然としてフル稼働というわけではなく、燃料の軽油が高騰し、本年一杯は確実に続きそうであり、業界全体が益々暗い雰囲気にも包まれた状況が続きそうである。 先月同様堅調な荷動きが続き、売上高は増加したものの、燃料の値上りからコストが増加し、収益状況は著しく悪化している。軽油価格はここ半年でリッターあたり 10 円程度値上りしているが、運賃は全く上がっていない。建設運輸業は、公共投資が削減されたため稼働率は極めて低調に推移している。
		一般乗用旅客自動車運送業	更に状況は厳しくなっている（一日 15,000 円の売上げも厳しい）。燃料代も高騰。組織（組合）を外れる組合員が増加の傾向で、未組織で営業をしようとする人が増加傾向にあり、年金問題、保険加入問題等社会問題に発展しかねない状況にある。



## 石川県最低賃金

時間額 **646 円**（地域別）です。

※業種によっては産業別最低賃金の定めがあります。